

職員の懲戒処分の公表について

長生村は、地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を行いましたので、「長生村職員の分限及び懲戒の手続等に関する規則」等に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 被処分者 高根こども園 副園長 (51歳) 女性
2. 処分発令日 令和7年3月19日
3. 処分の内容 懲戒処分 停職6箇月
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)
4. 事案の概要 被処分者は、高根こども園副園長として職員の指導監督を行う立場でありながら、令和7年1月30日(木)午後11時55分頃、酒気帯びの状態で自家用車を運転し、民家のブロック塀に衝突し破損させる物損事故を起こし、酒気帯び運転により現行犯逮捕された。
この行為は地方公務員として、その職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる行為であり、懲戒処分事由の地方公務員法第29条第1項第1号(法令に違反した場合)及び第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)の規定に抵触するものであります。よって長生村職員の分限及び懲戒の手続等に関する規則第4条の規定により、停職6箇月の懲戒処分を行いました。
なお、被処分者は、同日付で依願退職しております。

【お詫び】

この度の職員の違反行為により、村民の皆様の信頼を損ないましたことを、ここに深くお詫び申し上げるとともに、当該職員に懲戒処分を行うことといたしました。

今回の行為を重大に受け止め、今後は、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令を遵守するとともに、再発防止や村政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

長生村長 小 高 陽 一
長生村教育長 木 島 晃 一